

天津大野木マイツニューズレター

2009年8月号

2009年8月3日 担当:安達友信

赤字企業の移転価格同時文書の提出義務

ここ数年中国の課税当局は移転価格税制の課税強化を図っており、特別納税調整実施弁法では一定規模以上の会社には移転価格同時文書の備え付けを義務付けておりますが、2009年7月6日付で国家税務総局より『クロスボーダーの関連取引の監視および調査の強化に関する通知』(国税函[2009]363号)が公布され、一定の赤字企業は移転価格同時文書を主管税務機関に提出することとされ、同時文書を準備すべき対象企業が拡大されました。

1. 移転価格同時文書の備え付け免除要件

2009年2月号のニューズレターでもお知らせの通り、特別納税調整実施弁法では、以下のいずれかの要件を満たす企業は、移転価格同時文書の備え付けは免除されています。

- (1) 関連会社との売買金額が年間2億元以下、かつ、役務提供や無形資産等の取引が年間4千萬元以下であること
- (2) 関連取引が事前確認の実施範囲に含まれていること
- (3) 外資持分割合が50%未満、かつ国外関連者との取引がないこと

しかしながら、新通知では、『**限定された機能およびリスクを負担する企業に損失が生じた場合には、同時文書作成の基準に達しているか否かにかかわらず、損失が生じた年度については同時文書およびその他の関連資料を準備するとともに、翌年の6月20日までに主管税務機関に報告送付すること。**』と規定されています。

このため、上記3要件に該当する企業であっても、限定された機能及びリスクを負担する企業で赤字である場合には同時文書の作成及び提出が義務付けられたことになります。

(注) 特別納税調整実施弁法において同時文書の備え付けが義務付けられている会社の文書備え付け期限は、翌年5月31日までとされています。(2008年度分は2009年12月31日まで延長)

2. 限定された機能およびリスクを負担する企業の意義とは

今回の通知では「限定された機能およびリスクを負担する企業」について具体的に明示されていませんので、現段階では以下の規定を参照して判断されるものと思われます。

- (1) 『特別納税調整実施弁法(試行)』(国税発[2009]2号)39条

『関連者の**注文書に従って加工製造を行い、経営の意思決定、製品の研究開発、販売等の機能を担わない企業**は、意思決定の誤り、操業度の不足、製品の滞留等を原因とするリスク及び損失も負うべきではなく、通常一定の利益率を維持しなければならない。』

- (2) 『単一生産機能のみを有する外商投資企業と外国企業の納税状況の調査に関する通知』(国税

函[2007]236号)

『外商投資企業は**国外親会社の全体経営計画に基づき製品注文書に従い**、製品の加工製造に従事し**単一の生産機能のみを有し、経営政策の決定、製品の研究開発、販売等の機能をすべて国外親会社及びその他の関連会社が担当**する。これらの企業が**経営政策の決定、市場開拓、販売等の機能を有しない**ため、グループ企業の経営政策決定の誤り、稼働不足、製品販売不振等により生じたリスク及び損失を負担すべきでない。』

当該通知における「限定された機能及びリスクを負担する企業」の意義について、今後何らかの通知等において明確にされる可能性はあると思われませんが、移転価格税務調査の現場では中国の税務当局側は、一般的に外商投資企業は「限定された機能およびリスク」しか負担していないと考える傾向にあります。このため、赤字企業である場合には、移転価格の文書化の準備をされた方が望ましいものと思われま

3. 企業年度関連業務往来報告表に記載する移転価格算定方法の見直しについて

2008年12月期の決算から「企業年度関連業務往来報告表」の提出がすべての企業に義務付けられました。この表は、日本における申告書別表十七(三)国外関連者に関する明細書に相当するもので、移転価格算定方法の記載が要求されています。

移転価格算定方法には、①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④取引単位営業利益法、⑤利益分割法、⑥その他、の中から選択することとなっております。

5月31日がこの表の提出期限でしたので、中国現地法人はすでに提出済みのことと存じますが、選択した移転価格算定方法を再確認することをお奨めいたします。

中国税務当局の担当官の中には、「4取引単位営業利益法」を選択するように指導している例もごございますが、赤字会社あるいは利益率の少ない会社が十分検証を行わないままこの方法を選択されている場合には、将来、課税リスクが高まる可能性も考えられますので、その選定理由について、十分な説明ができるように準備する必要があります。

4. まとめ

限定された機能およびリスクではないと判断して同時文書を作成しない場合であっても、関連取引の分析、機能リスク分析、比較可能情報の検索など基本的な移転価格スタディを行うことをお奨めいたします。また、本年の企業年度関連業務往来報告表において明確な理由をもたずに「取引単位営業利益法」を選定されている場合にも、再度検証をされることをお奨めいたします。

中国の移転価格税制についてご不明な点がございましたら、お気軽に弊社までご相談ください。

(完)

天津大野木マイツ諮詢有限公司

住所：天津市和平区南京路189号津汇广场2座1401室 電話番号：022-23301118

担当者：平出和弘(内線100) 安達友信(内線200)

E-MAIL：hiraide@ohnogi-cpa.co.jp E-MAIL：adachi@ohnogi-cpa.co.jp

中国マイツグループ：上海(浦西・浦東)・蘇州・広州・深セン・大連・天津